

## 環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和4年12月分）

### ◆ 対応事例

#### 対応事例 1

件名	ワックス剥離廃液、廃棄物処理について
概要	<p>ワックスの剥離作業の廃液について、通常であれば、産業廃棄物として処理しなければならないのは承知しております。</p> <p>今回、別添の凝固剤を使用すると成分的に事業用一般廃棄物として可燃ごみとして捨てられるというものを使用しようと考えております。形状的にも土状になり汚泥にも該当しないものとなりますが、事業用一般廃棄物として廃棄してもよろしいでしょうか。</p>
対応	<p>ワックスの剥離作業に伴い発生する廃液(ワックス廃液)について、廃棄物処理法上では産業廃棄物(廃アルカリ、廃油の混合物)と解されております。これまでも産業廃棄物として処理されていたものであり、物の性状や、排出の状況などからも産業廃棄物であると認定できます。</p> <p>(参考)</p> <p>令和2年3月30日 東京都環境局「床ワックスの剥離廃液の処理について」 <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/index.files/hakuri.pdf">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/index.files/hakuri.pdf</a></p> <p>ご質問にある、これらの廃液を処分するために凝固剤を使用して固めた(おから状も含む)ものは、排出時の性状により判断し、泥状であれば「汚泥」に該当しますが、産業廃棄物の19品目のいずれにも該当しない場合は、産業廃棄物を処分するために処理したものであり、「廃棄物処理法施行令第2条第13号の産業廃棄物(13号廃棄物)」として産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要がありますので、事前によくご確認をお願いします。</p>